

マネージメント・レター 246  
ネットオークションと確定申告

近年、ネット通販やネットオークション等、インターネット取引についての申告漏れが多くあるそうです。サラリーマンであっても給与所得以外の所得が年20万を超えると、確定申告が必要となります。たとえ趣味程度で年に数回、私物を売っただけでも、儲け具合によっては譲渡所得になり確定申告が必要になります。


譲渡所得は、土地・建物や株式の場合は分離課税、その他の資産は総合課税扱いになります。総合課税の計算方法は、資産を売った金額から取得費（購入代金）と譲渡費用（配送料等）を差引いて譲渡益を出し、この譲渡益から特別控除の50万を差引いて所得を算出します。

ただ、売った資産が、家具や衣服など、通常の生活に必要な物 貴金属・骨董で1個または1組30万以下の物には課税されないこととされております。

たまたまオークションで利益が出たとしても、申告が必要となる所得が発生することは少ないかもしれませんが、オークションでは、本人には不用品であっても、他人には宝物というものが、意外に高値をつけることも珍しくありません。

また、ネットオークションを副業として、相当な期間において継続して利益を得ている場合は、雑所得や事業所得としての申告が必要となる場合もあります。

心当たりのある方はご用心して下さい。

 今月のひとくちメモ 

一年（時間）の経過の早さには毎年驚きますが、『実感としての一年』については年齢を分母、365日（一年）を分子とする計算法があるそうです。この計算によると20歳だと18.2日、50歳で7.3日、60歳は6.0日となります。ますます焦るばかり....